

○福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例

平成22年3月25日条例第3号

改正

平成26年3月25日条例第6号

福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例（平成22年福井市条例第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 水、農業及び生物との関わりに対する市民の理解を深めるとともに、来訪者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信等により人と人との交流を促進し、農業及び地域産業の振興を図るため、福井市一乗谷あさくら水の駅（以下「水の駅」という。）を設置する。

（位置）

第2条 水の駅は、福井市安波賀中島町第1号1番地1に置く。

（水の駅を構成する施設）

第3条 水の駅は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) ふれあい情報館
- (2) 交流施設
- (3) 水車小屋
- (4) 屋外トイレ
- (5) 駐車場
- (6) 体験農園
- (7) 芝生広場（東屋を含む。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、水の駅の管理及び運営のために必要な施設

（業務）

第4条 水の駅は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 水、農業及び生物との関わりに関する資料の収集、展示及び保管に関すること
- 。

- (2) 水の駅を利用する者（以下「利用者」という。）への休憩の場の提供に関する
こと。
- (3) 観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (4) 人と人との交流の促進に関すること。
- (5) 地元特産品の展示及び販売並びに飲食物その他の物品の販売に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務
（利用時間及び休館日）

第5条 ふれあい情報館及び水車小屋の利用時間及び休館日は、第23条の規定による指定を受けて、同条に規定する指定管理施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が、市長の承認を受けて定める。

- 2 前項の規定により利用時間及び休館日を定めた指定管理者は、当該利用時間及び休館日について、水の駅の見やすい場所に掲示する等の適切な方法により公表しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしないこと。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 市長の承認を受けないで、火気を使用しないこと。
- (4) 第3条に掲げる施設（以下「施設」という。）を汚損し、又は破損しないこと
。
- (5) 市長の承認を受けないで、施設内で植物の採取又は生物の捕獲をしないこと。
- (6) 立入禁止区域に入らないこと。
- (7) 駐車場以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (8) 係員の指示する事項に違反しないこと。
- (9) 市長の承認を受けないで、物品の販売、募金、催しその他これらに類する行為
をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、水の駅の管理及び運営上支障のある行為をしない
こと。

2 市長は、利用者が前項各号のいずれかの規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、その利用者に対して退去を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(専用利用の承認)

第7条 施設(体験農園を除く。)を専用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、水の駅の管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の承認(以下「専用利用の承認」という。)に条件を付することができる。

(専用利用の不承認)

第8条 市長は、専用利用の承認を申請する者による水の駅の利用が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、専用利用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑となるおそれがあるとき。

(3) 施設又はその設備等(以下「施設等」という。)を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(4) 福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第7条に規定する目的に利用されるおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、水の駅の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第9条 専用利用の承認を受けた者(以下「専用利用者」という。)のうち、ふれあい情報館(ホタル飼育室を除く。以下同じ。)及び交流施設を利用するものは、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める上限額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(利用料金の返還)

第10条 前条の規定により既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(専用利用者の遵守事項)

第12条 専用利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 専用利用の承認を受けた利用内容を変更し、又は利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 専用利用の承認の際に付した条件に違反しないこと。
- (3) 専用利用の承認に基づく権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 専用利用に際し、施設等を汚損し、又は破損しないこと。

(専用利用の承認の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その専用利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 専用利用者がこの条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 専用利用者が偽りその他不正な手段により専用利用の承認を受けたとき。
- (3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。
- (4) 工事その他水の駅の維持管理上やむを得ない理由により施設等を利用することができなくなったとき。

2 前項の規定により専用利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じた場合において専用利用者に損失が生じても、市長は、その損失を補償しない

(専用利用者の原状回復義務)

第14条 専用利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により専用利用の承認を取り消されたときは、直ちにその施設等を原状に回復しなければならない。

(体験農園の利用者の範囲)

第15条 体験農園を利用することができる者は、次に掲げる者で構成される団体とする。ただし、市長が特に利用の必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校に入所し、又は在籍する者
- (2) 前号に掲げる者の引率者

(体験農園の利用の承認)

第16条 体験農園を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、体験農園の管理上必要があると認める場合は、前項の承認（以下「体験農園利用の承認」という。）に条件を付することができる。

(体験農園の利用の不承認)

第17条 市長は、体験農園利用の承認を申請する者による体験農園の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体験農園利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑となるおそれがあるとき。
- (3) 体験農園を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体験農園の管理及び運営上支障があるとき。

(体験農園利用者の遵守事項)

第18条 体験農園利用の承認を受けた者（以下「体験農園利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 体験農園利用の承認を受けた利用内容を変更し、又は利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 体験農園利用の承認の際に付した条件に違反しないこと。
- (3) 体験農園利用の承認に基づく権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 体験農園利用の際に、体験農園を汚損し、又は破損しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体験農園の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

(体験農園利用の承認取消し等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その体験農園利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 体験農園利用者がこの条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 体験農園利用者が偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 災害その他の事故により体験農園を利用することができなくなったとき。
- (4) 工事その他水の駅の維持管理上やむを得ない理由により体験農園を利用することができなくなったとき。

2 前項の規定により体験農園利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じた場合において体験農園利用者に損失が生じても、市長は、その損失を補償しない。

(体験農園利用者の原状回復義務)

第20条 体験農園利用者は、前条第1項の規定により体験農園利用の承認を取り消されたときは、直ちに体験農園を原状に回復し、市長の確認を受けなければならない。

(施設の利用の休止等)

第21条 市長は、災害その他事故が発生したとき、又は施設の維持管理上必要があると認めるときは、施設の全部又は一部の利用を休止し、又は制限することができる。

(損害の賠償)

第22条 利用者、専用利用者又は体験農園利用者は、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第23条 施設のうち、ふれあい情報館、交流施設、水車小屋、屋外トイレ及び駐車場(以下「指定管理施設」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第6

7号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における指定管理施設に係る第6条から第8条まで及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第24条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理施設に係る第4条各号に掲げる業務
- (2) 指定管理施設の維持管理に関する業務
- (3) 指定管理施設に係る専用利用の承認に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者による管理の期間の限度)

第25条 指定管理者が指定管理施設の管理を行う期間の限度は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第26条 指定管理者の指定(前条ただし書の再指定を含む。以下同じ。)を受けようとするものは、指定管理施設の各事業年度の事業計画書(以下「事業計画書」という。)、各事業年度の収支予算書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第27条 市長は、指定管理者の指定の申請があつたときは、次に掲げる基準の全てを満たしているもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をしなければならない。

- (1) 指定管理施設の運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が水の駅の効用を最大限に発揮させているものであること。

(3) 事業計画書の内容が指定管理施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 指定管理者の指定の申請をしたものが、事業計画書に沿った管理及び業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条の規定による申請がなかったとき、又は特に必要と認めるときは、同条の規定による申請によらないで、指定管理施設の管理及び運営を効果的に達成することができるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をすることができる。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）第2条の規定により設置する福井市指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

（指定の取消し等）

第28条 市長は、地方自治法第244条の2第11項により、前条第1項及び第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され、新たな指定管理者が指定管理施設の管理及び運営を行うまでの期間又は指定管理者が管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における水の駅の管理及び運営は、必要に応じて市長が行うものとする。この場合において、第9条から第11条までの規定中指定管理者の権限とされているものについては、市長の権限とし、市長がしたものとみなす。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

（指定管理者の指定等の公示）

第29条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第30条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理施設の利用料金の収入状況
- (3) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項
(指定管理者の原状回復義務)

第31条 指定管理者は、指定管理施設の管理の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めてその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
(指定管理者の秘密保持義務)

第32条 指定管理者の業務に関与する者は、指定管理施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の業務に関与しなくなった後も、同様とする。
(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第23条第1項の規定による指定その他指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第26条、第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

別表 (第9条関係)

利用料金の上限額

区分	利用料金の年額
土地	売上額に100分の15を乗じて得た額又は（当該土地の評価相当額×使用面積／当該土地の面積）×（5／100）のいずれか高い額
建物	売上額に100分の15を乗じて得た額又は（当該建物の評価相当額×使用面積／当該建物の延べ面積）×（6／100）＋当該土地の利用料金の年額のいずれか高い額

備考 利用料金の算出に当たっては、10円未満の端数を切り捨てるものとする。